

「県出資法人改革に関する意見書」に対する対応方針について

対象法人の選定・検証の視点等	1
(財)茨城県青少年協会	3
(財)グリーンふるさと振興機構	4
鹿島都市開発(株)	5
(財)つくば都市振興財団	5
(財)いばらき文化振興財団	6
(財)茨城県国際交流協会	6
(財)いばらき腎バンク	7
(株)つくば研究支援センター・(株)ひたちなかテクノセンター	8
(株)いばらきIT人材開発センター	8
つくば国際貨物ターミナル(株)	9
茨城県道路公社	10
日立埠頭(株)	10
日立港木材倉庫(株)	11
茨城県土地開発公社	11
一般財団法人茨城県住宅管理センター	11

平成23年3月10日
総務部

○ 出資団体等経営改善専門委員会における対象法人の選定・検証の視点等

(1) 対象法人の選定

平成21年度の決算状況、県の基本方針や出資調特の報告書を考慮のうえ、今後、県が廃止や統合の取り組みを具体的に進めていく必要がある法人及び経営改善や県関与のあり方等についてさらなる検証が必要な法人として16法人を選定した。

(2) 検証の視点

廃止、統合については、①設立当初の目的が達成されているか、②民間事業者による事業の実施が可能か、③事業実施が実質的に市町村主体で行われていないか、④事業の効率性が確保されているか、⑤他の法人の実施する事業との類似性がないか等の視点で検証を行った。

経営改善・県関与のあり方については、①累積損失や経営収支の悪化など経営上の課題を抱えていないか、②法人の自立的な運営が行われ県関与の必要性が薄れていないか等の視点で検証を行った。

また、公益法人制度改革により県出資法人が公益法人又は一般法人への移行に当たり、出捐等の目的や事業内容、県施策との整合性などをもとに法人の役割や意義を改めて見直し、出捐を含めた県関与の適正なあり方についても検証を行った。

○ 審議経過

- 第1回 平成22年10月 4日(木)
検討対象法人の選定及び論点の整理
- 第2回 平成22年11月18日(木)
法人の現状と課題(対象法人所管課ヒアリング:5法人)
- 第3回 平成22年12月 2日(木)
法人の現状と課題(対象法人所管課ヒアリング:11法人)
- 第4回 平成22年12月16日(木)
法人のあり方等の検証、意見書案の検討
- 第5回 平成23年 1月13日(木)
意見書取りまとめ

○ 委員名簿

氏名等		役職等
委員長	小濱 裕正	(株)カスミ 代表取締役会長
副委員長	坂本 和重	公認会計士(坂本計理事務所長)
委員	岡部 登志子	(有)きらら館 取締役会長
委員	木内 敏之	木内酒造合資会社 取締役
委員	三上 靖彦	(株)ミカミ 代表取締役
委員	愈 和	茨城大学人文学部 教授
委員	渡辺 満枝	(株)EMMY 代表取締役

○県出資法人の将来方向についての基本方針（H22.6）

将来方向	法人名	
廃止 (5法人)	グリーンふるさと振興機構， 県労働者信用基金協会， 県勤労者余暇活用事業団， 霞ヶ浦漁業振興基金協会， 那珂川沿岸土地改良基金協会	
統合 (5法人)	県農林振興公社， 県穀物改良協会， 園芸いばらき振興協会 県建設技術公社， 県道路公社	
自立化・ 民営化 (11法人)	県関与の見直し(5法人)	<u>つくば都市振興財団</u> ， 県危険物安全協会連合会， 県林業協会， <u>日立埠頭</u> ， <u>日立港木材倉庫</u>
	自立化， 将来の民営化 (6法人)	筑波都市整備， 県看護教育財団， 県社会福祉事業団， <u>いばらき腎バンク</u> ， <u>県建設技術管理センター</u> ， <u>県住宅管理センター</u>
事業継続 (32法人)	経営改善・ 県関与の縮小 (22法人)	茨城放送， 県青少年協会， 県開発公社， <u>鹿島都市開発</u> ， <u>県国際交流協会</u> ， 県消防協会， 鹿島共同再資源化センター， 県環境保全事業団， <u>つくば研究支援センター</u> ， <u>ひたちなかテクノ</u> <u>センター</u> ， <u>いばらきIT人材開発センター</u> ， <u>つくば国際貨物ターミナル</u> ， 県勤労者育英基金， 茨城カウンセリングセンター， 県中央食肉公社， いばらき森林サービス， 県土地開発公社， 県企業公社， 県教育財団， 県体育協会， 県防犯協会， 県暴力追放推進センター
	事業推進 (10法人)	鹿島臨海鉄道， 県科学技術振興財団， <u>いばらき文化振興財団</u> ， 県信用保証協会， 県中小企業振興公社， 県農業信用基金協会 県漁業信用基金協会， 県栽培漁業協会， 鹿島埠頭， 茨城ポートオーソリティ

※アンダーライン：今回の検討対象法人

○出資団体等調査特別委員会報告書における削減目標

項目	平成21年度	目標	
		平成25年度	平成29年度
県出資団体数	55団体	40団体程度 (△15)	30団体程度 (△10)
県派遣職員数	261人	平成25年度	
		130人程度 (△131人)	
補助金・委託料 ・貸付金合計額 (公社対策分を除く)	約300億円	150億円程度 (△150億円)	

○ 法人毎の意見及び対応方針等

(知事直轄)

法人名 (所管課)	経営改善専門委員会の意見	対応方針
県出資額 (千円)		
出資比率 (%)		
(財)茨城県青少年協会 (女性青少年課)	(法人のあり方等) ○ 県は、青少年育成事業における県と関係団体の役割分担を明確にし、法人実施の事業を含めて青少年育成関連事業について十分議論のうえ、廃止又は類似法人との統合の結論を、平成24年度を目途に出すべきである。 ○ また、青少年会館の平成26年度以降の指定管理について、民間が参入しやすい条件等の検討を行うべきである。	○ 青少年から若者まで切れ目なく一体的に育成支援ができるよう、青少年育成事業の重要性に配慮したうえで、関係団体や統合の相手となる類似法人の意見を聴きながら、平成24年度を目途に統合できるよう検討していく。 ※青少年：18歳未満 若者：18歳以上概ね30歳未満 ○ 平成26年度以降の指定管理者の募集に当たっては、民間の参入促進を図る観点から、対象事業を青少年会館の管理運営のみとするか、又は会館の管理運営に加えて青少年育成事業の一部も含めたものにするか等の募集条件について、関係団体等の意見も聴きながら検討していく。
50,000千円		
99.8%		

法人名 (所管課)	経営改善専門委員会の意見	対応方針
県出資額 (千円)		
出資比率 (%)		
鹿島都市開発(株)	<p>(早期に取り組むべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 設立当初に比べると、鹿島地区の周辺環境の変化等に伴い、宴会部門やレストラン部門の利用状況は大きく変化してきている。また、営業努力や情報発信の強化、経費削減等の実施では根本的な経営体質の改善には結びつかず、今後5年間でホテル事業の経営を回復させるのは現実的に厳しい状況にある。 ○ ホテル事業については、より一層民間活力を活かした経営改善に向け抜本的な検討を行い、黒字化を目指す必要がある。 ○ 宿泊部門の黒字継続を前提として、赤字を計上している宴会部門とレストラン部門の外部委託やテナントリースなど様々なケースを想定したシミュレーションを早急に行い、一番望ましい経営形態を見極める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ホテル事業については、リーマンショックや新型インフルエンザ流行の影響などから、平成21年度は全国的にも収支が悪化したところであるが、全社一丸となって経営改善を進めビル全体の営業利益を確保する事ができた。今後、セントラルビルが引き続き地域振興の拠点として役割を果たしていけるよう、さらに平成22年度の決算状況を見極めながら、賃料等を適切に支払うことのできるテナントの賃貸を含めたセントラルビル全体での収支改善に努めていく。 ○ 中期経営計画にも掲げているように、宿泊稼働率の向上のためにネット販売を強化するとともに、地域営業力強化のための人材確保にも努めるなど、より一層の民間活力を活かした経営改善を図っていく。 ○ レストラン部門等の外部委託やテナントリースなどについては、有利な条件での引き受け先があるかどうかも含め、様々なケーススタディを行った上で検討を進めていく。
(事業推進課)		
693,000千円		
46.8%		
(財)つくば都市振興財団	<p>(法人のあり方等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法人はつくば市の人的・財政的支援を受け安定した運営がなされており、県関与のあり方を見直し、自立化を図る時機にきている。出資法人等の経営評価及び運営指導に関する指針では、県出資金の割合が4分の1未満の法人で、人的・財政的関与が行われていない法人は県出資金相当額の県への寄附により指導監督基準の適用範囲から除外する扱いとしている。 ○ 県は、公益法人移行にあわせて、指導対象法人から除外することについて、つくば市や法人の理解と協力を得るための協議を進めるべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当財団については、つくば市の人的・財政的支援を受け、市主導による運営がなされているため、経営改善専門委員会の意見も踏まえ、法人やつくば市と協議を進めるものとする。
(つくば地域振興課)		
100,000千円		
16.7%		

法人名 (所管課)	経営改善専門委員会の意見	対応方針
県出資額 (千円)		
出資比率 (%)		
(財)いばらき 文化振興財団	(早期に取り組むべき事項) ○ 重要な観光拠点である大洗水族館を適正に維持管理していくことは必要であるが、県有施設の管理許可でその許可を受けた法人が事業運営によって発生した資金で多額の内部留保を形成し、県が一定の条件のもとで内部留保の執行に関与することは適正なものと言えない。内部留保の形成過程を分析・検討し、現在法人が内部留保している資金のあり方を明確にすべきである。 ○ 大洗水族館の施設設備修繕等積立金は、施設所有者である県が大規模改修に係る費用を負担するという考え方に基つき、県は、緊急修繕等にも的確に対応できるよう基金を設置するなどあり方の見直しを行う必要がある。 なお、見直しについては、都市公園法による施設管理の許可期限である平成23年度末までに行うべきである。	○ 大洗水族館の大規模修繕等(展示替えを含む)については、水族館の内部留保金を財源に県から工事の発注等を実施している現況にある。財団では、平成23年度中を目途に、公益法人への移行申請手続きを検討中であり、財団全体の資金計画を検討する中で、内部留保資金のあり方についても、検討を実施していきたい。 ○ 生物を扱う施設であることを考慮に入れた上で、緊急に必要な予算執行が出来ることを前提とし、今回の意見を踏まえ、平成23年度中を目途に適切なあり方を検討していく。
(生活文化課)		
30,000千円		
100.0%		
(財)茨城県 国際交流協会	(法人のあり方等) ○ 法人はプロパー職員が1名という組織の脆弱さに加え、パスポート申請事務の市町村への権限移譲に伴う印紙売り捌き収入等自主財源の大幅な減少により法人の運営が困難になることが予測される。県は、中期計画の最終年度である平成24年度を目途に、今後の法人のあり方について真剣に検討する必要がある。 ○ 国際交流事業について、県や市町村、民間団体等の役割分担に基づき、法人実施事業の早急な見直しを行い効率的な運営に努めるべきである。	○ 協会は、社会経済のグローバル化が進展するなか、在住外国人への支援をはじめとした本県の国際化推進の中核的な組織として今後とも果たすべき役割が大きくなると考えられる。このため新規のプロパー職員の採用など組織体制の整備・強化を検討していく。 一方、収益事業の廃止に伴い、厳しい運営状況が続くことが見込まれるため、事業の重点化や経費削減の強化など一層の効率的な運営に努める必要があり、これらを踏まえて協会としての法人のあり方について併せて検討していく。 ○ 先導的・中核的・総合調整的役割を基本として、協会事業の見直しを図っていく。
(国際課)		
300,000千円		
61.1%		

法人名 (所管課)	経営改善専門委員会の意見	対応方針
県出資額 (千円)		
出資比率 (%)		
(財)いばらき腎バンク (薬務課)	<p>(法人のあり方等)</p> <p>○ 臓器移植意思表示カードの普及啓発など法人が行う事業の実施に当たっては、賛助会費や寄付金等財源が目標どおり確保できていないことから、より効率的な執行に努めるべきである。</p> <p>○ 県は、改正臓器移植法の全面施行後における臓器移植件数の推移及び財政基盤等を見極め、自立的な運営が困難である場合は、事業主体の見直しによる廃止や類似法人との統合の結論を、平成24年度を目途に出すべきである。</p>	<p>○ 法人が行う事業実施に必要な経費のほか、新たに役職員を雇用する等、法人組織の整備のため、賛助会員・寄付金の目標額は500万円に設定し、平成23年1月25日現在400万円を確保できる見込みである。 賛助会員・寄付金が400万円確保できれば、管理費の節減等により、必要な事業を実施していくことは可能と考えているが、引き続き、目標額の達成に努めていく。</p> <p>○ 法人の将来方向については、財政基盤等を見極めながら、外部有識者を入れた検討会議により、平成24年度内には、結論を出す。</p>
281,288千円		
67.3%		

法人名 (所管課)	経営改善専門委員会の意見	対応方針	
県出資額 (千円)			
出資比率 (%)			
(株)つくば研究支援センター・ (株)ひたちなかテクノセンター (産業政策課)	(法人のあり方等) ○ 両法人は設立関係法令が異なるものの、県内の中小企業の事業創出、企業支援の推進といった類似の事業を行っている。県全体の産業活性化を図るといった観点からその目的を明確にしたうえで統合を図るべきである。 ○ 県は両法人の最大出資者として、株主等関係者に対しイニシアチブを取って統合に向けて理解と協力を得られるよう行動すべきである。	○ 両法人参画のもとに、県全体の産業活性化を図るといった観点から、統合の可否を含め、統合による産業活性化の効果、統合によるデメリット等について検討する。 【検討項目】 1 統合による支援機能のあり方について 2 統合による経営合理化について 3 その他、統合にあたっての課題について	
つくば			513,350千円 18.3%
ひたちなか			1,700,000千円 41.2%
(株)いばらきIT人材開発センター (産業技術課)	(法人のあり方等) ○ IT人材育成等の事業は、民間での対応が進んできていることから、県が三セク構成員として関与していく役割は薄れてきている。 ○ 現在の損益収支を踏まえると累積損失(約3億円)解消まで長期間を要することから、県は、(独)情報処理推進機構や古河市等と、累積損失の早期縮減や県関与の今後のあり方について具体的な協議を行っていく必要がある。	○ 中小企業におけるIT人材育成に対するニーズを踏まえ、IT人材育成事業等のあり方を整理し、法人の果たすべき役割について検討を進める。 ○ 最大出資者である(独)情報処理推進機構や地元古河市と、累積損失の早期縮減や県関与の今後のあり方について協議を進める。	
			100,000千円
			11.7%

法人名 (所管課)	経営改善専門委員会の意見	対応方針
県出資額 (千円)		
出資比率 (%)		
茨城県道路公社	(法人のあり方等) ○ 将来交通量については、「道路の将来交通需要推計に関する検討会の報告書」(国土交通省：H20年11月)における推計値をもとに予測しているが、最新の交通量や交通ネットワークの整備等の状況を常に把握し、実態に即した将来収支予測に直していくことが必要である。 ○ 料金収入で管理費用を賄えない若草大橋有料道路を含む収益性の低い5路線が残っており、(財)茨城県建設技術公社との総務経理部門の統合や維持管理経費の削減など徹底した合理化や有料道路の利用促進策を進めるべきである。	○ 国における将来交通需要推計の見直し、最新の交通量実績や交通ネットワークの整備等の状況などを踏まえ、将来交通量の検証および見直しを定期的に行い、将来収支予測に反映させていく。 ○ 平成23年4月からの(財)茨城県建設技術公社との総務経理部門統合による人件費等の削減や必要最少限の維持工事实施による維持管理経費の削減など徹底した合理化を図るとともに、アクセス道路整備や共通回数券発行などの利用促進策について、県と道路公社が一体となって取り組んでいく。
(道路建設課)	○ 県は、交通量の減少等将来収支予測の悪化が懸念される場合は、先送りすることなく解散の時期を見極める必要がある。	○ 最新の状況を反映した将来収支予測に基づき、県の負担が最少となる時期を見極めながら、道路公社の解散時期について決定していく。
8,308,800千円		
82.8%		
日立埠頭(株)	(法人のあり方等) ○ 茨城港日立港区については、東京ガス等の進出が予定されており、日立港区唯一の荷役会社である同法人の株主に県がなっていることで調整役としての機能を発揮できる局面であるとのことから、土地利用計画や港湾利用への影響等を考慮のうえ県関与の見直しを進める必要がある。 ○ 県は、遅くとも東京ガス進出の目途が立つ段階(平成28年度)までに所有株式を譲渡し、法人の民営化を図るべきである。	○ 日立港区については、東京ガスの進出により、埠頭用地等の土地利用調整やバース調整など港湾利用に係る全体調整が必要となっている。 これらを円滑に進めるためには、日立港区唯一の荷役会社である同社がその調整役を担う必要があり、これらの調整に一定の目途が立った段階で民営化することが望ましい。 このため、円滑な港湾運営に支障を来さないよう配慮しつつ、東京ガス操業時期である平成28年度までに株式譲渡ができるよう手続きを進めていきたい。
(港湾課)		
47,600千円		
17.3%		

法人名 (所管課)	経営改善専門委員会の意見	対応方針
県出資額 (千円)		
出資比率 (%)		
日立港木材倉庫(株) (港湾課)	(法人のあり方等) ○ 県の資本的関与の必要性が低いことから、保有株式は県の財産であるとの認識に立ち、県は法人と株式譲渡に向けた協議を進め適正な価格で譲渡すべきである。	○ 現在、株式譲渡に向けた調整を進めており、できる限り早い時期に所有株式の譲渡を行いたい。
9,000千円		
9.0%		
茨城県土地開発公社 (都市計画課)	(法人のあり方等) ○ 地価の下落傾向が続くなか保有土地の評価損が見込まれることから、損失を最小限に抑えるため、企業ニーズの的確な把握による営業活動に努め改革工程表に基づく早期売却に全力で取り組むとともに、保有土地処分の推進体制を強化すべきである。 ○ 今日の社会経済情勢を踏まえると、ひたちなか地区等の保有土地の処分は極めて厳しい状況にある。また、公共用地の先行取得は地価下落により必要性が薄れてきており、法人の役割が限られてきている。県は、保有土地の処分が改革工程表の目標どおりに進まない場合には、法人の解散を視野に入れた具体的な検討を開始すべきである。	○ 保有土地の処分については、地区の特性や画地条件を踏まえた販売戦略を検討し、積極的な企業誘致活動を展開するとともに、企業ニーズに応じた区画の分割や事業用定期借地制度の活用など柔軟に公募条件を見直すなど早期売却に全力で取り組む。 また、土地販売に係る専門知識やノウハウのある人材の活用など販売体制の強化に努める。 ○ 公共用地の先行取得については、真に緊急性、必要性のある事業に限定して事業縮小に努める。 法人のあり方については、高速道路等の重要な幹線道路への対応など公社の役割や保有土地の処分状況を踏まえ、将来的な存廃を含めて検討する。
30,000千円		
100.0%		
一般財団法人 茨城県住宅管理センター (住宅課)	(早期に取り組むべき事項) ○ 県営住宅の次期指定管理者として法人が指定を受け、法人運営の基盤が整ったことから(指定期間：平成23年度～27年度)、県出資金のうち立ち上げ支援以外の部分は県へ返還することを検討すべきである。	○ 県出資金のうち立ち上げ支援以外の部分については、今後法人において立ち上げ支援に係る支出を精査した後、県へ返還することを検討するよう指導する。
3,000千円		
100.0%		